

保護者 各位

出席停止申請及び登校条件について

出席停止申請の手順 ※左記①～③の手続きが 終了するまでは欠席扱い となります。	下記 ①～③ の手続きを行ってください。 ①医療機関を受診し、出席停止にあたる感染症と診断される。 ※別紙「学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」をご確認ください。 ②学校に連絡。 ③下記の書類を登校再開時に提出する。 ・ 治癒報告書 ・ 薬の説明書(処方箋写し) ・ 領収証の写し ※薬の説明書は必ず提出（診断書も可：有料） ※領収書のみは不可（感染の判断ができないため）
登校条件	登校するには下記の条件を満たしてください。 ①<u>法律上、定められた日数</u>、自宅待機。 ※別紙「学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準」をご確認ください。 ②提出書類 ・ 治癒報告書 ・ 薬の説明書(処方箋写し) ・ 領収証の写し 上記①、②を満たした場合、登校可能です。

※学校ホームページから下記書類のダウンロードができます。

- ・ 治癒報告書
- ・ 学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則 18、19 条）